

周南コンビナート脱炭素推進協議会

設立総会

【 次 第 】

- 1 開会

- 2 市長あいさつ

- 3 設立総会
 - (1) 協議会規約（案）について
 - (2) 監事選出（案）について
 - (3) 事業計画（案）について
 - (4) 予算（案）について

【日時】 令和4年1月6日（木） 16：00～

【会場】 周南市役所 多目的室（本庁舎1階）

周南コンビナート脱炭素推進協議会について

国の動向、周南コンビナートに関する状況

■ 国

- ・2050年カーボンニュートラルを表明 (R2. 10)
- ・2030年度のGHG排出を2013年度比46%減、50%削減に挑戦を表明 (R3. 4)

■ 山口県

- ・CN実現に向けたやまぐちコンビナート低炭素化構想(仮称)策定 (R4予定)
- ・脱炭素社会における産業発展方策調査特別委員会設置 (R3、県議会)

■ 徳山下松港カーボンニュートラルポート (中国地方整備局・山口県)

- ・徳山下松港CNP検討会 (R3. 1~)
- ・エネルギー資源の取扱施設、具体的なロードマップ提案 (R3年度予定)

■ 周南コンビナート企業

- ・バイオ発電所の新設、既存設備における混焼率向上検討、省エネの徹底
- ・水素、アンモニア利活用の検討、CO2回収・利用に係る研究・技術開発

■ 公益社団法人化学工学会

- ・地域連携カーボンニュートラル推進委員会発足 (R3. 2)
- ・地域の産業連携によるCO2削減のモデルとして周南コンビナートを選定

■ 周南市

- ・副生水素(H27~)・木質バイオマス(R1~)の地産地消エネルギー利活用
- ・水素・木質バイオマスによる脱炭素・低炭素コンビナート構想(案)(R2.8)等

【周南コンビナートの方向性】

国内外の動向、これまでの取組等を踏まえた、脱炭素に係る社会実装が必須

■ 次世代エネルギーへの転換 ■ 技術研究開発 ■ 産業インフラの再構築

2050年カーボンニュートラルの実現に向け「連携」という視点からのアプローチ

【課題】

技術、量、コスト、環境(インフラ)、スピード
【企業個々の努力では対応困難な課題】

【必要な取組】

産学官・地域の強固な連携による
専門的・実践的な社会実装の取組

周南コンビナート脱炭素推進協議会

- 1 構成員 出光興産、東ソー、トクヤマ、日鉄ステンレス、日本ゼオン、化学工学会、周南市
- 2 オブザーバー 経済産業省、国土交通省、環境省、山口県、学識経験者
- 3 具体的な取組 周南コンビナートのグランドデザイン、バックキャストによるロードマップ策定、企業間連携による推進体制の構築、技術研究開発、実証事業、既存施設、ストック、資源の有効活用、国・県への支援、要望、政策提案等

現行の設備、産業インフラ等最大限の活用を図りつつ、脱炭素に向けた社会実装を推進

周南コンビナートの産業競争力の維持・強化と脱炭素化の両立

(1) 協議会規約（案）について

周南コンビナート脱炭素推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、周南コンビナート脱炭素推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、周南コンビナートの産業競争力の維持・強化と脱炭素化の推進に取り組むことを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、周南コンビナートの産業発展と脱炭素化を図るための課題解決に向けた方策に関する事。
- （2） その他目的の達成のために必要な事項に関する事。

（構成）

第4条 協議会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員をおく。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 1人
- （3） 監事 2人

- 2 会長は、周南市長をもって充てる。
- 3 副会長は、公益社団法人化学工学会会長又はその指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、協議会の目的達成のため、化学工学の見地等から会長を補佐する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。
- 7 監事は、構成員の中から総会において選任する。
- 8 監事は、会計を監査する。
- 9 第1項に定める会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（総会）

第6条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 総会の議長は、会長をもってこれに充てる。

- 3 総会は、次の事項を審議し、決議する。
 - (1) 規約の改廃に関すること。
 - (2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めること。
- 4 総会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない構成員は、書面で、又は第9条に規定する代理人によって表決することができる。
- 6 会長が特に必要と認めるときは、書面による決議を行うことができる。

(ワーキンググループ)

- 第7条 第3条に掲げる事業を推進するため、必要に応じてワーキンググループを設置する。
- 2 ワーキンググループは、会長が指名する構成員をもって構成する。
 - 3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、ワーキンググループを総括する。
 - 4 複数のワーキンググループを設置した場合は、ワーキンググループ相互の連絡調整を図るため、ワーキンググループのリーダー会議を適宜行うものとする。

(オブザーバー)

- 第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、その専門性等を考慮し、会長が指名する。
 - 3 オブザーバーは、総会その他の協議会の会議（以下「会議」という。）において、意見を述べることができる。

(代理人等の出席)

- 第9条 構成員は、その指名する者を代理人又は補佐人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(会議の公開)

- 第10条 会議は、公開とする。ただし、会議の議事に周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）第7条に規定する不開示情報が含まれるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(秘密保持)

- 第11条 構成員その他の協議会の運営に関わった者は、別に定める場合を除き、協議会で知り得た情報（公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を、外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、周南市産業振興部商工振興担当課に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が総会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、令和4年1月6日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名	職名等
公益社団法人 化学工学会	会長又はその指名する者
出光興産株式会社徳山事業所	所長又はその指名する者
東ソー株式会社南陽事業所	所長又はその指名する者
株式会社トクヤマ徳山製造所	所長又はその指名する者
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所	所長又はその指名する者
日本ゼオン株式会社徳山工場	工場長又はその指名する者
周南市	市長

(2) 監事選出(案)について

(敬称略)

団 体 名	役 職	氏 名
出光興産株式会社	執行役員 徳山事業所長	三品 鉄路
東ソー株式会社	代表取締役 専務執行役員 南陽事業所長	田代 克志

(役員)

第5条 協議会に、次の役員をおく。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、周南市長をもって充てる。

3 副会長は、公益社団法人化学工学会会長又はその指名する者をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、協議会の目的達成のため、化学工学の見地等から会長を補佐する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

7 監事は、構成員の中から総会において選任する。

8 監事は、会計を監査する。

9 第1項に定める会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(3) 事業計画 (案) について

(1) 設立総会

内 容 等	実施時期
規約案、監事案、事業計画案、予算案について	令和4年1月6日

(2) 総会

内 容 等	実施時期
周南コンビナートの脱炭素化に向けた取組について 地域連携カーボンニュートラル推進の取組について ほか	令和4年1月6日
令和4年度事業計画及び予算について グランドデザイン策定に向けた検討状況について	令和4年3月 (予定)

(3) ワーキンググループ

内 容 等	実施時期
周南コンビナート・グランドデザイン策定ワーキング	令和4年2月～3月 (予定)

(4) 予算 (案) について

令和3年度

周南コンビナート脱炭素推進協議会 収支予算書 (案)

【収入の部】

経 費 区 分	予 算 額 (円)	備 考
交付金	623,000	周南コンビナート 脱炭素推進協議会交付金
合 計	623,000	

【支出の部】

経 費 区 分	予 算 額 (円)	備 考
協議会運営経費	623,000	旅 費 459,000 円 謝 金 144,000 円 消耗品 20,000 円
合 計	623,000	